

令和2年4月15日

各指定障がい者入所施設 管理者様  
各指定障がい児入所施設 管理者様  
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様  
各指定特定相談支援事業所 管理者様  
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様  
各移動支援事業所 管理者様  
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長  
障がい支援課長  
運営指導課長

### 障がい福祉サービス等事業所で新型コロナウイルス感染症が 確認された場合の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題について、今後、障がい福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されることから、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課より臨時的な取扱い（第4報）が示されました。

つきましては、取扱いの詳細について、厚生労働省に確認のうえ、次のとおりお知らせします。ご確認のうえ対応くださいますよう、よろしく願いいたします。

#### 記

## 1 今回新たに示された厚生労働省（第4報）に基づく臨時的な取扱いについて

### (1) 施設利用者が自宅に戻って生活する場合について

グループホーム、障がい者支援施設及び障がい児入所施設の利用者が感染防止の観点から自宅に戻って生活する場合、グループホーム等の職員が自宅への訪問又は電話等によりできる限りの支援を行った場合には、通常のサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることを可能とします。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用者の家族の希望等により自宅において生活する場合のほか、事業者が自宅で受け入れ可能な利用者に自宅での生活をお願いする場合については、当該事業者が、利用者やその家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、家族の支援等により自宅での受け入れが可能であることを確認をお願いします。

### (2) 通所サービス利用者が居宅等でサービスを受けた場合について

通所サービス利用者が感染防止の観点から、事業所の休業にかかわらず、居宅等において訪問又は電話等によりできる限りの支援を行った場合には、通常のサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることを可能とします。

また、上記（１）と同様に、通所サービス利用者が居宅等での支援を希望する場合のほか、事業所が居宅等での支援をお願いする場合についても、当該事業者が、利用者やその家族の方に丁寧に説明を行いその理解を得るとともに、家族の支援等により居宅等での受け入れが可能であることを確認をお願いします。

### （３）人員配置の要件が一時的に満たせなくなった場合について

基準以上の人員配置や有資格者等の配置により算定可能となる加算について、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮した上で、従前の加算を算定することを可能とします。

### （４）外出自粛要請等の影響により家事援助の時間が居宅介護計画の時間を大きく超えた場合について

外出自粛要請等の影響により、家事援助の内容に時間を要して居宅介護計画の時間を大きく超えた場合には、実際に要した時間の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意が得られ、かつ相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図ったうえで市町村が必要と認められる時には、算定することを可能とします。この場合、居宅介護計画は事前・事後に関わらず、適宜必要な変更を行ってください。また、重度訪問介護、同行援護及び行動援護において利用者の買い物に同行して支援を行う場合についても同様とします。

### （５）グループホーム入居者が通所する事業所が休業要請を受けた場合について

グループホーム入居者が通所する事業所が休業要請を受けた場合等において、グループホームの職員が入居者に対して昼間に必要な支援を行った場合、「日中支援加算（Ⅱ）」の算定対象として差し支えありません。

他方、グループホーム入居者が通所する事業所の職員がグループホームへの訪問等によりできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることは可能です。

なお、日中支援加算と上記については、いずれか一方の算定となりますので、事業所間で調整をお願いします。また、グループホームと通所事業所の両方による昼間の支援がなされる場合は、いずれか１か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配することは可能です。

また、移動支援事業による外出を自粛せざるを得ない場合、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えありません。

### （６）計画相談支援におけるモニタリングの取扱いについて

上記（４）の場合において、相談支援専門員がサービス提供責任者との間で実施した必要な連携について、サービス提供責任者からの連絡により当該利用者等と面談するなどして、状況把握、趣旨の説明等を実施したときは、モニタリング予定月でない月に実施した場合であっても、継続サービス利用支援費として算定可能です。

また、新型コロナウイルス感染症にかかる対応のため、モニタリング予定月でない月に、モニタリングを実施した場合についても、同様に継続サービス利用支援費として算定可能です。

なお、モニタリング予定月でない月に実施したモニタリングについては、取扱件数に含めないこととします。

※上記の取扱いにより実施したモニタリングについては、モニタリング報告書の右上欄外に「臨時」と朱書したうえで区保健福祉センターへ提出してください。

※上記についても、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障がい者（児）の相談支援における臨時的な取扱い等について」（令和2年2月28日付事務連絡）の取扱いを可能とします。

※本取扱いは障がい児相談支援にも準用します。

#### (7) 令和2年4月分の障がい福祉サービス等処遇改善計画書の提出期限について

令和2年4月分の福祉・介護職員処遇改善加算又は特定処遇改善加算を取得しようとする事業所等は、新型コロナウイルス感染症への対応により、4月15日の期限までに計画書の提出が難しい場合、計画書の提出が難しいこと及び要件を満たし算定を行う福祉・介護補職員処遇改善加算等又は特定処遇改善加算の区分を説明することで、4月サービス提供分より算定することが可能とします。この場合、本年7月末までに計画書を提出することとします。

※問14（答）の「（指定権者への）説明」については、この間、来所での届出を郵送受付に変更したことにより、電話が繋がりにくい状況が続いておりますので、「要件を満たし算定を行う福祉・介護職員処遇改善加算又は特定処遇改善加算の区分」を、FAX（記載必須項目：事業所名、事業所番号、サービス名、福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定区分）で送信してください。（FAX番号06-6241-6608、様式不問、押印不要）（郵送可）

## 2 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）

## 3 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- 大阪市ホームページ  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- 大阪市ホームページ（障がい福祉サービス等事業所向けの通知）  
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html>
- 厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 大阪府ホームページ  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona.html>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- 雇用調整助成金  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

- 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）  
（社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組に係る現時点のまとめ）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000619929.pdf>

**【お問い合わせ先】**

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608